

第1回宇宙活動法技術基準小委員会 議事録

1. 日時：平成29年4月18日（火） 10：00－11：10

2. 場所：内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

山川座長、川井田委員、小林委員、中島委員、中須賀委員、福地委員、
渡邊委員

(2) 事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

高田事務局長、佐伯審議官、松井参事官、行松参事官、高見参事官、
佐藤参事官

4. 議事次第

(1) 宇宙活動法に基づく技術基準等の検討について

(2) その他

5. 議事

○山川座長 それでは、時間になりましたので「宇宙政策委員会 宇宙産業・
科学技術基盤部会 宇宙活動法技術基準小委員会」第1回会合を開催します。
委員の皆様には、御多忙のところを御参集いただきまして御礼申し上げます。
宇宙活動法技術基準小委員会の座長を拝命いたしました、山川と申します。
よろしく願いいたします。

まず、第1回目の小委員会の開催に当たりまして、高田事務局長より御挨拶
をいただきます。

○事務局 宇宙開発戦略推進事務局長の高田でございます。

宇宙活動法技術基準小委員会について若干ご説明いたします。昨年11月に
宇宙活動法を成立させていただくことができました。当事務局は規制の実施
主体となりますが、規制に当たっての基準を定める技術的専門家を内部に十
分擁しているとは限らず、また、その執行に当たっての体制も現時点で必ず
しも十分であるとは言えない面がございます。

こういう中で、この法律の施行は公布の2年後になっておりますものの、
規制の審査におそらく1年程度かかるだろうということで、実際の受付は法
律公布の1年後には始めるということになっております。したがって、短期
間のうちに制度を整えなければならない状況にあります。新しく産声を上げ

つつあるベンチャーのような方たちにとって参入障壁にならないような制度設計を考えていかなければいけないと思っております。

一方で、この制度は規制ですので、規制と振興の原則からすれば、規制もしっかりやらなければいけない。緩い規制になってしまい何か人命に関わるようなことが起きたら、それは本末転倒になってしまいます。

このように重要な事柄であります。内閣府だけの力では必ずしも十分ではない中で、この委員会につきましては、法律で技術基準について宇宙政策委員会の意見を聴くこととなっており、久々の総理からの諮問という形で、本格的にフォーマルな形で御検討いただくこととなります。

そういう中で、本委員会の人選についてもプロフェッショナルな方、それぞれ専門的バックグラウンドのある方になっていただき御検討いただくことになった次第です。会議終了後には山川先生から毎回記者ブリーフをしていただくことにもなっております。今日は第1回の委員会ということで、検討の背景などを御説明することにしております。

ぜひ皆様の御知見、お力をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山川座長 ありがとうございます。

それでは、まずは事務局より、宇宙活動法についての説明及び宇宙活動法技術基準小委員会についての説明と委員の御紹介をお願いいたします。

<事務局より参考資料1～4に基づき説明>

○山川座長 ありがとうございます。

それでは、本日は第1回目ですので、各委員から簡単に御挨拶をいただければと思います。まずは私から御挨拶いたします。京都大学の山川でございます。宇宙産業・科学技術基盤部会長を拝命しておりまして、ここでもいろいろな視点で議論をしております。いよいよ実際の運用に入るとということで、この小委員会は非常に重要な位置付けだと考えております。皆様の御知見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○川井田委員 川井田です。よろしくお願いいたします。

私はNASAとJAXAに、トータルで40年近く従事しておりまして、主にロケット系の仕事を40年の間ほぼ全てやっておりました。特にその中で、ロケットの打上げに係ります射場安全、飛行安全に25年近くの経験がございますので、何か御支援できるようなことがあればと思います。よろしくお願いいたします。

○小林委員 小林です。よろしくお願い致します。

今、名古屋大学で学生を指導しておりますが、もともとは35年ぐらい三菱重工でロケットの設計をやってきておりました。そういう点で、現場でどんなことをやっているのかということで、御支援ができればと考えております。よろしく申し上げます。

○中島委員 中島です。よろしく申し上げます。

2009年まで宇宙科学研究所で主にロケット関係の研究開発をやっておりまして、打上げに際しては飛行安全の担当をしておりました。2009年から帝京大学に移りまして、この3月まで帝京大学におりました。3月まで文科省の宇宙開発利用部会調査・安全小委員会の主査を務めておりました。よろしくお願ひいたします。

○中須賀委員 東京大学の中須賀でございます。政府の関係では宇宙政策委員を4～5年ぐらいやっております。あとは安全保障部会、民生利用部会の部長もやらせていただいております。人工衛星、ロケット等に関する活動法ですけれども、ちょうど立ち上がりからこれを制定するまでの期間、横でずっと見させていただきました。それから、少し議論にも参加しましたけれども、本当に宇宙戦略室事務局を中心に頑張らせていただいております。非常に大事な法律だと思っています。

特に、新しい企業等が宇宙分野に参入しようとするときに、何に気をつけなければいけないかが明確になることで逆に参入しやすくなる。これを目指した法律にしていかなければいけないということで、法律をつくるだけではなくて、実施体制もそういった方向に向けてしっかりつくっていかねばいけないということで、こういう小委員会ができたことは大事だと思います。

もう一つ、個人的には大学で人工衛星をつくっております。既に7機打ち上げて、今、3機つくっているという状況でございますので、現場をやる立場としてもいろいろ御意見を言わせていただければと考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福地委員 首都大学東京の福地といたします。

私は1977年に電波研究所、今の情報通信研究機構に入りまして、ちょうど日本が国内衛星、ドメスティックな衛星をどんどん打ち上げていた時期でした。気象衛星もそうですし、通信衛星、放送衛星もそうでした。私自身は大学では衛星通信は専門ではなかったのですが、とにかくいっぱい衛星が上がる時代で、ケーブルを担げればよいということで、そこから宇宙とのお付き合いが始まりました。それ以降、ETS-II、V、VI、VII、100%関わったのはCOMETSというETSシリーズではない衛星もありましたけれども、それを担当していました。

11年前に大学の方に移って、航空宇宙の分野でリモートセンシングと次世

代の通信衛星、放送衛星の関係の活動をしてまいりました。どうぞよろしく
お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊篤太郎と申します。

私は、昭和46年に宇宙開発事業団に入社しまして、ちょうどQ計画から新
しいNロケットに切り替わった直後で、まだ概念設計の報告会などをしてい
るような時期でした。それから約40年宇宙開発に携わりましたけれども、全
体を時間で分類しますと、8割ぐらいがロケットで2割ぐらいがその他、い
ろいろなことを経験させてもらいました。今はこういう委員などを仰せつか
ったりしております。よろしくお願いいたします。

○山川座長 ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、議事に入りたいと思います。本日の議題は「宇宙活動
法に基づく技術基準等の検討について」でございます。まず事務局から説明
いただき、その後、御議論いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

<事務局より資料に基づき説明>

○山川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました内容について、御意見あるいは御
質問等をよろしくお願いいたします。また、スケジュールに挙げられており
ますヒアリングの候補についても、御意見等をいただければと思います。

○福地委員 質問をよろしいですか。今御説明いただいて、大事な作業だなど
思ったわけですが、資料の6ページ目、7ページ目、これはまだ案だと思
うのですが、これを含むような技術基準をつくり上げる。しかも、11月まで
につくり上げないといけない。これが小委員会のミッションだと理解してよ
ろしいですか。

○事務局 はい。

○福地委員 わかりました。あともう一つは、これまで日本として人工衛星と
かロケット打上げとか、こういう審査をやっているわけです。この体系
が新しく入ってくると、いい面と悪い面があるのではないかと考えていて、
例えば、この規制の対象範囲は、どこら辺なのかなと思いました。一つは、
例えば小型衛星はすごくたくさん上がって、場合によったら100%の機能を発
揮していないのだけれども回っている。それらも一個一個全部管理をするこ
とになるのでしょうか。もう一つは、事業者がロシアのロケットとかアリア
ンロケットとかで打ち上げてもらっている、そういう人工衛星も実際にある
わけで、そこら辺も日本の新しいこの法律によって規制が新たに加わるのか、
という点です。

○事務局 1点目でございますけれども、人工衛星につきましては、地球を周回する人工衛星については、施行後のものについては対象になります。

2点目でございますけれども、ロケットの打上げではなく人工衛星の管理につきまして言うと、海外で打ち上げたものであっても、日本国内から管理する場合については許可の対象となります。管理する行為を日本国内でやるか否かで適用が変わっております。外国で打ち上げても、日本国内から管理するものについては対象になるということかと思えます。

もう一度振り返って最初の御質問でございますけれども、小型ロケットとかいろいろなベンチャーでやっているロケットについて、今までの基準をそのままというのがいいのか、あるいは簡略化するとか、規模なり内容に応じた審査があるのか、そういった点も一つの議論のポイントかなと思っております。

○福地委員 あともう一点、まだできていないのにちょっと早いのですけれども、見直しというものは、例えば何年ごとにやっていくというようなことになるのでしょうか。

○事務局 法律については、5年後には見直しという規定が入っております。ただし、こうした技術基準については内閣府令でございますので、必要に応じて見直していけるということでございます。そこは一定の、パブリックコメントでございますとか、またこうした場で御意見を聞くといった手続が必要で、そういった手続にかかる期間はありますが、そこはある程度柔軟に対応していければと考えております。

○福地委員 柔軟に見直せるような仕組みの方がいいと思うのです。わかりました。

○山川座長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○川井田委員 ロケットの飛行安全の関係なのですが、資料6ページのロケット安全基準の中と型式別施設安全基準の中にそれぞれ入っているのですけれども、例えばオンボードで飛行安全管理をやる、しかも、飛行中断まで全部オンボードでやるような場合には、この基準にはどのように取り込むということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 今、どこまで整理が必要とされているのかというのは、ちょっとできていないところもあるかと思えますけれども、今、御指摘いただいた部分につきましては、飛行安全管理の部分と飛行中断機能の中に反映していくということだと思います。特に、飛行中断機能のところ具体的に書いてありますけれども、手法としてどういうものがあるのかといったことについては、必ずしも従来取り組まれたものだけではないのではないかと考えております。そこは、この場で御意見を伺うところかなと思っておりますし、また、具体

的なやり方とかについては、ヒアリングの場でいろいろ聴取できる機会もあるかと思っております。

○山川座長 今回の御指摘は、5ページの新規技術への対応というところだと思っております。柔軟に対応できるようにする。それを具体的に技術基準の文章にどのように反映させていくかという点は難しいところなのですが、まさにそういったところをこの小委員会で議論していくというように考えております。

○川井田委員 わかりました。

○山川座長 なお、先ほどの福地委員のご質問については、どんなに小さくても人工衛星であれば基本的には対象にするということだと思います。

○福地委員 衛星と通信ができないとだめですね。打ち上げたけれども通信機能が壊れていて、光学望遠鏡でしかその存在が確認できない場合とか、これは、どうなるのでしょうか。

○山川座長 壊れているものは、それはもうデブリになってしまうと思うのです。

○福地委員 わかりました。

○中須賀委員 今回の壊れている、壊れていないという話ですが、壊れないための措置について、どこまでちゃんとやっているかというようなことで技術審査に入ってくるのですか。それは入ってこないですね。

○中島委員 技術審査はできないでしょう。

○中須賀委員 そこがどこまで入るか、なのでしょうね。

○山川座長 議論の過程で訂正するかもしれませんが、とりあえず私が今、考えているのは、この小委員会で議論することは、技術審査はもちろんしませんし、別の言い方をすると、ミッションサクセスについても関与しない。あくまで、安全あるいは諸条約の遵守、そういう観点から、この技術基準を策定するということだと思っております。

○中須賀委員 例えば、軌道上で推進系を持っていなくて逃げられないから、他の衛星にぶつかる可能性がある。ぶつかることが見えているけれども、逃げられないからもう仕方ないというようなケースは、それはある種もう仕方がないということで、この基準外という理解でよろしいのですか。

○事務局 案件によるかと思いますが、そういうケースはあると思っております。

○中須賀委員 そこは個別にいろいろな状況を想定して基準をつくっていくということですね。

○事務局 なかなか難しい議論かと思っておりますけれども、現状やられていることと、総則をどこまで適用していこうかという話になるのではないかと考えて

おります。

- 中須賀委員 そこは余り厳しくし過ぎると、参入障壁になっていくだろうということなのです。バランスを考えていかないといけないと思います。
- 事務局 あとは外国でやっているか、やっていないかも一つのファクターだろうと思います。
- 中須賀委員 それから、先ほど局長がおっしゃっていた、いわゆる組織をどうつくっていくか、体制をつくっていくかということ自体はここでは議論しないと考えるよろしいか。基準に当てはまっているかどうかをチェックするような組織づくりに関しては、ここでは議論しないということですよ。あくまで基準を議論するということと理解しています。
- 渡邊委員 検討を効率的に進めるためにということですが、既にできている文書で安全基準等のもので、開示制限になっているものに目を通しておくといいいのではないかとも思うのですが、一つにはJAXAの基準で飛行安全関係のものがあります。それから、参考になるかどうかも含めて、他の委員の御意見もお伺いしたいのですが、日本ロケット協会が耐空性審査要領に準ずるようなもののロケット版を検討したことがあると思うのですけれども、それに目を通しておくことが書いてあるかもしれないとも思うのです。既に検討されているものは有効に利用したいと思いますので、開示制限のものは、ここに来たら目を通せるとか、何か工夫していただければ、内容を見ることができてよいと思います。
- 山川座長 日本ロケット協会の書類の名前は何かわかりますか。できましたら渡邊委員の方で少し調べていただいて、情報を事務局に伝えていただきたいと思います。
- 渡邊委員 調べてまいります。
- 山川座長 それから、先ほど開示制限の話がでしたが、JAXA文書、5ページのこのJAXAの2文書は、たしか大丈夫ですね。
- 川井田委員 開示制限がかかっているのはJAXAの飛行安全基準です。ここにございません。だから、そこには出ていないと思います。
- 山川座長 いまだに開示制限がかかっているのですか。
- 事務局 開示制限がかかっていると聞いております。そこはJAXAと少し相談させていただきたいと思います。ただ、恐らくここにいらっしゃる方は、皆さん理解されている方がほとんどだと思います。
- 渡邊委員 観念的には理解できているとは思いますが、やはり目次なり各部分を見ると何か忘れていることがあるかもしれないと思います。
- 山川座長 数字とかそれを見ずしてここで飛行安全基準を議論するのもちょっと現実的ではないと思います。なおかつ、JAXAともある種適合というか、

考慮する必要があると思うので、何か工夫ができればと思います。

○事務局 わかりました。

○小林委員 今もH-II A、H-II Bロケットを打ち上げていますけれども、主にJAXAの安全基準ですので、機体をつくる方は三菱重工でやっていますが、飛行安全とかはJAXAにお願いしているというか、国の仕事というイメージもあって、やっていただいているということです。そこは特に今は問題ない。そこはそこで現状もうまくいっているし、成功もしているようなところもあるのですが、それはそれでうまく継続していくというようなことも重要かと思うのです。

実際、今年も5機打ち上げるのだとか頑張っているところもあるのです。それはそれでまず進めておいて、さらに新しく新規に事業者として入ってこられる方に、いきなり今のH-II A並みを要求するかとか、データも全部送らなければいけないとかは、なかなか大変かなということもあって、そういうところは工夫して、むしろ入りやすいようにしてあげるようなところの観点が必要ではないかと思います。

○中島委員 今の開示されていない資料というのは、いわゆるメーカーの内部資料的なものですか。

○山川座長 JAXAの内部資料です。

○中島委員 JAXAというか、今のお話だとJAXAも三菱重工もそれを使ってやっておられているというから、それはメーカーサイドの資料であって、管理する側がそれを参考にするかどうかは、別の話ではないかという気がしないでもないのですが。

○川井田委員 飛行安全基準はメーカーではなくてJAXAの資料です。

○中島委員 しかし、それに基づいてメーカーが作っているわけでしょう。

○川井田委員 そうです。だから、メーカーはJAXAの飛行安全基準は見てやっている。

○中島委員 ということは、メーカーが基準にしているのだから、それは一種、メーカーの情報ということにはなりませんか。

○小林委員 ロケットを作る方は作る方で、いわゆる型式みたいなところになるのですけれども、飛行安全の方は、毎号機そういうJAXAの基準に合っているかどうかというので、例えばシミュレーション計算をすとか、あるルールから出ていないとか、そういうものは報告書としてお出しして、JAXAで判断してもらっています。

○中島委員 それは作る方の基準ではないですか、とお聞きしているわけです。

○小林委員 基準としては、安全の方はJAXAの基準です。

○山川座長 JAXAは形状を見て審査しているわけです。

○中島委員 JAXAは審査している。今度の基準はJAXAを審査しようとしているわけでしょう。

○山川座長 JAXA内部で審査するときにはそれを使って、それが外に出ていくと、文部科学省の安全対策評価基準になっていくわけです。その中の具体的な数字については、文部科学省の基準の方では書いていないわけです。その具体的な数字を把握しないで、ここで議論ができますかという話をしているわけです。

もう一つ付け加えると、今、考えているのはJAXAの射場で打ち上げるロケットだけではなくて、JAXAが一切関与しない打上げ及び飛行安全についても対象となります。

○中島委員 それは承知していますけれども、今の話はJAXAの非開示の資料を見るという話をされたのでそういう話をしたのであって、知りたいのは数字ですね。

○山川座長 そうです。その数字は出ていないわけです。

○中島委員 それをオープンにするかしないかという話なのでしょうか。

○山川座長 オープンにするということではなくて、検討するときの参考にしたい。参考にする必要はあるかどうかは、見てみないとわからない。

○小林委員 とりあえず、ここで基準はつくりますけれども、その基準に合っているかどうか、内閣府で見ていくことになるわけですか。

○山川座長 そうです。

○小林委員 JAXAが持っている安全とかいう機能がむしろ内閣府に移管されるような格好になるのですか。

○山川座長 JAXAの機能ではなくて、文部科学省の機能です。今、あくまで文部科学省で現在、調査・安全小委員会で審査をしている機能がこの法律に則って内閣府にくると理解いただきたい。事業者としては、JAXAも一事業者であるし、新しく出てくるベンチャーも一つの事業者である。それを統一的にカバーする何らかの基準が必要です。そのときに仰ったとおり、今までどおりJAXA内部の基準は内部で多分、変えないのでしょうけれども、ただ、それを包含する形で新しく作らなくてはいけないので、その数字を全く無視してできるかどうかは、はっきりしていない。できれば見た方が当然やりやすいでしょうと。どうしても開示できないのであれば、もうこちらで考えるしかないということになるわけです。

もちろんそういうことで決まれば、我々で考える。そうすると、過去の知見は、その数字に関しては反映されないという状況にあるわけです。

○小林委員 基本的には内閣府で基準もつくるし、その基準に合っているかどうかという審査もやって、合格であれば、ここで飛ばしていいという許可を

出すということなのですね。すごく重要なポジションになるわけですね。

○山川座長 仰るとおりです。そのときに過去の知見を活かすか活かさないか。

○川井田委員 ただ、その基準のレベルですよ。要するに、こと細かく詳細な基準になるのか、あるいはそうではなくて、打上げ事業者が参入しやすいような、本当に大まかな評価基準でやるか。

○山川座長 平たくいうと、必要かつ最低限の安全を守り、法律を遵守した上で、なおかつ、資料に書いてありましたけれども、競争力、新規事業者の参入を促す。その両方を満たす、両方を考慮した非常に慎重な線引きが必要になってくるということです。それが我々に求められているところだと思っています。

JAXAの内部基準の数字がわからなければ、我々がつくったときに、それがJAXAの基準より、もしかすると厳しくなるかもしれない、あるいは緩くなるかもしれないわけです。いずれにしろ、我々がつくった基準がより厳しければ、JAXAはそれを守らなければならないということになるわけです。

○中須賀委員 でも、見ないでやるということはないと思います。

○山川座長 我々としては当然そう考えるわけです。

○渡邊委員 JAXAの基準は結構対応するのは大変だと言われているので、どういところが大変なのかということも、もう一度把握して、私たちが議論することが必要だと思うのです。

○山川座長 意図していることは、JAXA基準を丸ごと使うという意味ではないのです。

○川井田委員 今のJAXA基準は、少なくとも例えばH-IIAロケットとか、それを対象に基準ができていますので、本当にそれで他の民間事業者が持ってくるロケットに適合するかは、まず難しいと思いますので、それはあくまでも参考としつつ、基準をどういう格好で制定していくかということだと思います。

○山川座長 あともう一つ申し上げると、仮に我々が作る基準がJAXA基準より少し緩かったとしても、JAXA自身はそれを緩める必要は全くなくて、あくまで内部の基準として内部で管理するということです。そこに誤解があるとまずいと思うので、念のため申し上げます。

○福地委員 質問をよろしいですか。防衛省関係の衛星とか、情報収集衛星とか、そこは所管外ですか。

○事務局 法律で、国が行う人工衛星等の打上げ、国が行う人工衛星の管理については対象外となっております。

○福地委員 対象外ですか。わかりました。

○小林委員 防衛だけではなくて、ほかの省庁の衛星も対象に入らないという形ですか。

○事務局 法律上は、第57条にございますけれども、国が行う人工衛星等の打上げについては第4条第1項の規定は適用しないということと、国が行う人工衛星の管理については第20条第1項の規定は適用しないということとなっております。

もともとの宇宙活動法の趣旨自身が、宇宙諸条約の担保ということで、国が行うものは国が担保しているわけで、民間が行う活動について担保措置をしっかりとやっていくという目的もありまして、国が行うものは適用除外とされているという理解としております。

○山川座長 念のため、JAXAについてはどうお考えですか。

○事務局 JAXAについては、先ほどもお話ししたように対象となっておりますけれども、特別な規定を設けておりまして、第19条第1項に、国立研究開発法人宇宙研究開発機構が行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計については、型式認定の申請を行うときは申請書類の一部を省略できるといった点、同じように第2項で機構が管理し及び運営する打上げ施設について、適合認定の申請を受けるときには書類の一部を省略する手続。そういった簡略化した手続がとり得るよう、JAXAに対する特例措置を決めているところでございます。

これについては、具体的にはまたこれから議論していくことだと思っておりますけれども、先ほどもありますが、JAXAで種々の安全確認審査等々が行われていることを踏まえて簡略化した手続をどこまでやるのかは一つの論点ということで考えております。

○山川座長 それもここで議論するのですか。

○事務局 法律的には、この部分については宇宙政策委員会の意見を聞く対象となっておりますけれども、府令整備の中でこの場でも少し御意見を伺う機会があればと思っております。

○山川座長 わかりました。ありがとうございます。

他に、ヒアリング候補についてはいかがでしょうか。大学については、ある種の実績があるところ、例えば、本当は中須賀先生がいいのですが、委員なのでちょっと難しいのかなと。

○中須賀委員 北海道大学は候補であります。どちらかというセンサーをつくっていて、実際の衛星は東北大がつくっているのです。だから、東北大、北大のペアで聞いてもいいかもしれません。

○山川座長 わかりました。

○中島委員 人工衛星をやろうとしている電子機器メーカーの話も聞いたような気がするのですが。

○事務局 衛星を作る新規参入メーカーも候補となりえるかと考えております。

○福地委員 あとは時間的なスケールで、これは差し支えない範囲で結構なのですが、これが施行される前に、今、こういう規制がないときに打ち上げてしまえとか、そういう動きがあるのですか。これは急がされている状況と違ってよろしいのですか。

○事務局 聞いている範囲では、別にこの法律の施行があるからそれまでに急いでということではないようです。

○福地委員 あとは当然、そういう打ち上げたい方々は技術基準に関心が相当あるわけで、ここでの議論は、非公開で資料も開示が一切だめとか、そういう扱いになるわけですか。

○事務局 冒頭に御説明すればよろしかったのですが、参考資料4を御覧いただけますでしょうか。宇宙政策委員会の運営については、基本は公開しております。議事自身は、この場での傍聴は非公開でございますけれども、審議の内容については、今日もそうですが、会議が終わった後に主なやりとりについて、記者に対してプレスブリーフィングを行っております。議事要旨を公開し、資料については基本的には全部公開でございます。

こうした運営を行っているところでございます。また、個別に意見を聞く場がありますが、皆様方との打ち合わせとか、そういったものは個別の対応もこれからはあるかなと思っておりますが、基本は公開で進めていくということで考えております。

ですから、先ほどスケジュールをお示ししましたヒアリング、骨子、取りまとめ案の策定のところは公開した議論の場で御議論いただくということで考えております。特にヒアリングの場は、議論の透明性をしっかりやっていく必要もあるかと思っておりますので、必要なことではないかと考えております。

○中須賀委員 ヒアリングで聞くというか、彼らに渡しているお題は、今、どんな感じですか。まだこれからですか。

○事務局 まだこれからでございます。

○中須賀委員 どういう内容ですか。

○事務局 先ほど御説明させていただいた、こういった項目が考える対象であるということをお渡しして、ヒアリングする考えです。

○中須賀委員 それに対しての意見を聞くのですか。

○事務局 意見を聞くというか、その基準のあり方と基準の内容について意見を聞くということで考えております。もちろん全般でも構わないと思います。

○山川座長 よろしいですか。進め方等について、大体よろしいでしょうか。

ありがとうございました。非常に難しい議論が続くかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日、予定しておりました議事は終了いたしましたので、事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局 次回の日程については改めて御連絡させていただきます。

○山川座長 それでは、本日の会議をこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。